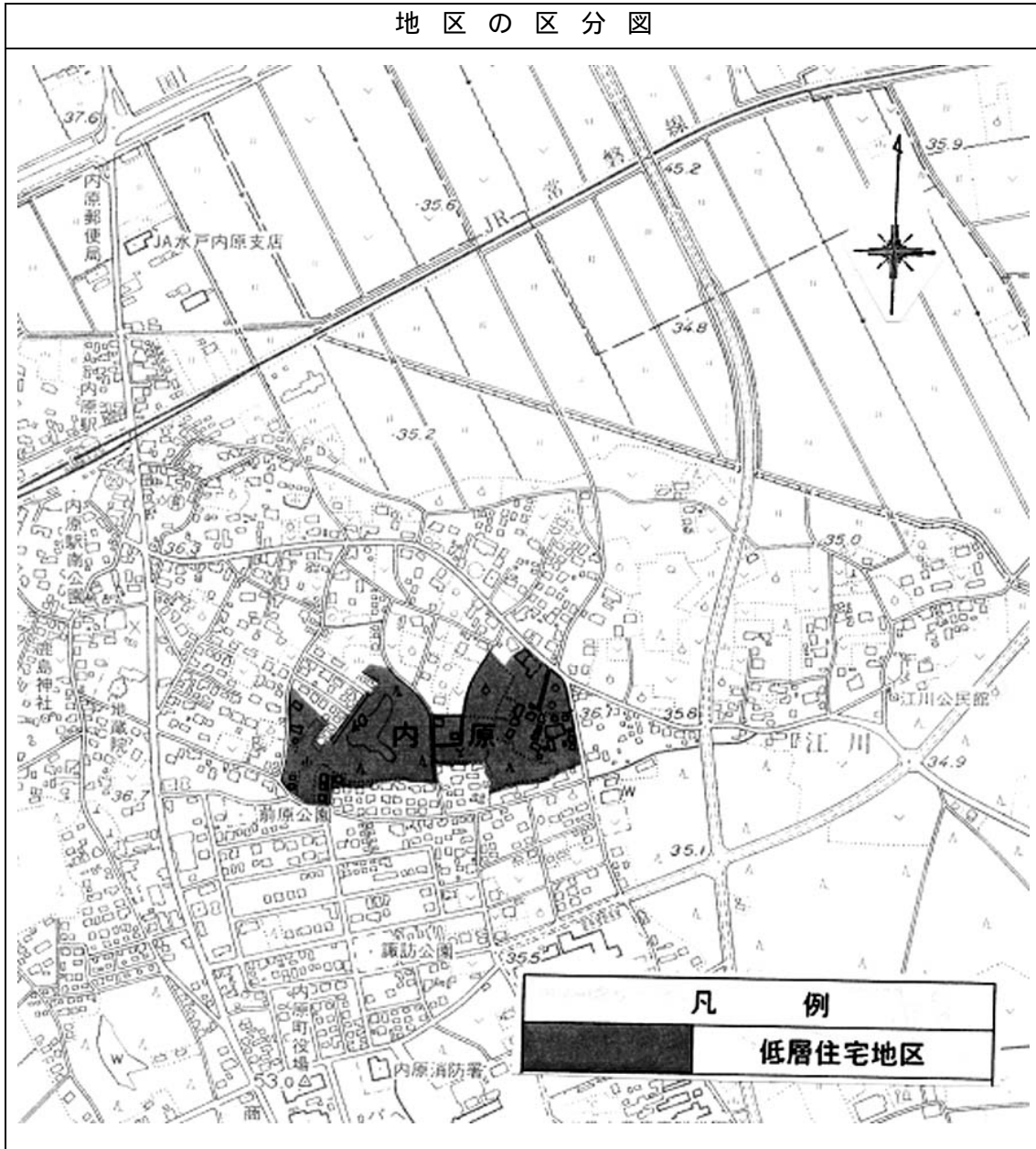


# 内原スワ地区

地区の区分図



## 地区計画の目標

本地区は、JR常磐線内原駅から南東に約0.8km、内原町中心市街地の東部に位置し、内原第2スワ土地区画整理事業によって都市基盤整備が進められている地区である。

そのため、土地区画整理事業による都市基盤施設や宅地の整備を契機として、周辺環境と調和のとれた良好な低層低密度の住宅市街地の形成がなされるよう、建築物等に関する規制・誘導を図ることを目的とする。

## 建築物の制限に関する内容

建築物の用途の制限（次の建築物は建てられません。）

低層住宅 地区	ア	学校，図書館その他これらに類するもの
	イ	神社，寺院，教会その他これらに類するもの
	ウ	老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
	エ	公衆浴場

建築物の敷地面積の最低限度

低層住宅地区	200 m <sup>2</sup>
--------	--------------------

建築物の壁面の位置の最低限度

低層住宅地区	外壁等の面から道路境界線までの距離	1.0 m
--------	-------------------	-------

建築物等の形態又は意匠の制限

屋根の形態は，傾斜屋根とする。

外壁や屋根仕上げ等の色彩は原色を避け，周辺環境と調和させる。

建築物の敷地の地盤面の高さは，土地区画整理事業竣工時の高さより変更してはならない。但し，整地，造園，車庫の設置等のための必要最低限度の変更はこの限りではない。

垣又は柵の構造の制限

公道に面して垣又は柵を設ける場合，周辺環境との調和に配慮し，その構造については，次のいずれかに該当するものでなくてはならない。

（１）道路に突出しないよう管理できる高さ1.5 m以下の生垣

（２）高さ1.2 m以下の柵で，道路側に植栽帯を施したもの